

西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援業務委託仕様書

西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援業務委託について、西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業実施要綱に基づき、次のとおり仕様を定める。

1 業務名

西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援業務

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

- (1) 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、社会的に自立した生活を営むことができるよう、学習習慣を身に付け、学習に対する意欲を向上させ、高等学校等への進学を後押しする。
- (2) 子供にとって、進学や就職のモデルとなるような大学生、社会人との交流の場として目指す将来像を描くきっかけとなる。
- (3) 生活困窮世帯の養育や生活に対する支援を実施する。

4 実施主体

本業務の実施主体は西宮市（以下「市」という。）とし、民間団体等に委託して実施する。

5 業務内容

- (1) 実施場所：市内11か所で実施（会場は非公表）
 - ア. 別表1のとおり市が提案する公共施設で実施すること。ただし、受託者が場所を用意できる場合、市が提案する公共施設の代わりに受託者が用意した場所で実施することもできる。また、利用者の利便性を考慮し、実施箇所数を追加することができる。
 - イ. 実施場所を受託者が用意する場合は、以下の点に留意し、市の承認のうえ決定すること。
 - (ア) 中学生及び義務教育学校7～9年生（以下「中学生等」という。）が週に1～2日通うことを考慮し、実施場所が特定地域に偏ることのないようにすること。
 - (イ) 固定した場所とすること。ただし、訪問型支援を実施する場合はその限りではない。
 - (ウ) 安定した個別学習支援が実施できるよう、収容人数に余裕を持って定員を設定すること。
 - (エ) 実施場所の使用に使用料等が発生する場合、委託料の積算額に含めること。
- (2) 開催日：月～金曜日のうち週2日を市と協議し決定
市が提案する公共施設で実施する場合は、施設の都合により曜日を決定する。
- (3) スケジュール
 - ア. 初回授業日までに初回面談を実施すること。
 - イ. 1会場あたり年間94回以上の学習支援を実施すること。

- ウ. 上記期間内で、中学3年生及び義務教育学校9年生の利用者は週2日を受け入れ、中学1、2年生及び義務教育学校7、8年生の利用者は週1日を受け入れること。

	年間回数	4月		5月		6月～2月	3月	
中学3年生 (義務教育学校9年生)	90回	15日まで	初回面談	授業(週2)			15日まで	授業(週2)
		16日以降	授業(週2)					
中学2年生 (義務教育学校8年生)	44回	16日以降	初回面談	7日以降	授業(週1)	授業(週1)		
中学1年生 (義務教育学校7年生)	41回			16日以降	初回面談	授業(週1)		

(4) 休業日

- ア. 祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)
- イ. 以下の場合開催を中止とし、中止日分の振替えは要しないものとする。
- (ア) 実施日の支援開始2時間前に、西宮市に警報(大雨・洪水・暴風)が発令されている場合
- (イ) 実施会場が閉館されている場合
- (ウ) 当日の利用者がすべて欠席となった場合
- (エ) その他やむを得ない事情により実施が困難と市が判断する場合

(5) 開催時間：原則19時～21時の2時間

ただし、事業者の判断により18時～22時の間で2時間開催する分には差し支えない。

(6) 対象者

西宮市に居住する者又は西宮市の公立学校に在籍する者で、かつ以下のいずれかに該当する者

- ア. 生活保護受給世帯の中学生等とその保護者
- イ. 児童扶養手当の全部支給世帯の中学生等とその保護者。ただし児童扶養手当現況届未提出世帯を除く
- ウ. 児童養護施設に入所中の中学生等
- エ. その他、西宮市長が当学習支援事業(以下「当事業」という。)への参加が必要と認めた生活困窮世帯の中学生等とその保護者

(7) 見込人数(申込者数によっては対象者の拡大や受入人数の拡大の可能性あり)

会場ごとの受講見込人数は別表1のとおり。

- ア. 中学3年生及び義務教育学校9年生 79名(週2回受講)
- イ. 中学2年生及び義務教育学校8年生 63名(週1回受講)
- ウ. 中学1年生及び義務教育学校7年生 52名(週1回受講)

(8) 支援内容

- ア. 高校等への進学を目的とした学習支援に関すること

- (ア) 初回面談等の実施により利用者個々に合わせた支援プログラムを作成したうえでの個別学習支援
- (イ) 利用者の効果測定に必要な試験、アンケート等の実施
- (ウ) 利用者の学習意欲の向上に資する取組みの実施
- (エ) 利用者の出欠確認
- (オ) 欠席が続く利用者への受講促進に向けたアプローチ
 - a 訪問型支援やオンライン授業の実施等により、会場での受講が難しい受講者の受講方法を検討すること。
 - b ただし、最終的に会場での受講を目指すための取組みとすること。
- (カ) 宿題等を中心とした個別指導、基礎学力の向上による学習習慣の習得
 - a 利用者個々の学力を考慮し、基礎学力の定着、習熟度の向上、学習意欲の喚起を図ることができる効果的な教材を提供すること。また、適及学習が必要な利用者に対しても効果的な支援を行うこと。
 - b 高校進学や学習習慣の修得等を目的とし、学習支援をより効果的に実施できるよう、熱意を持って様々な工夫を行うこと。
 - c 利用者個々に目標設定を行い、テスト等の実施による利用者の理解度と課題の把握を行う等、進捗管理を行うこと。
- イ. 利用者に対する相談、カウンセリングに関すること
 - (ア) 利用者の悩み（学習面、生活面等）に対応するための確なアドバイスを行うこと
 - (イ) 利用者に対する必要に応じた面談の実施（ただし初回面談は必須）
 - (ウ) 高校進学に関する情報の提供
- ウ. 当事業を利用した卒業生（以下「卒業生」という。）への支援に関すること
 - 以下のいずれか1つ以上を実施すること。
 - (ア) 卒業生に学習習慣を定着させるための支援
 - (イ) 卒業生の高校中退防止に資する支援
 - (ウ) 卒業生が今後の人生設計を考えるうえで必要な支援
 - (エ) その他、卒業生への支援に資すること
- エ. 市担当者との連携
 - (ア) 月例の定期報告会への参加
 - (イ) 緊急性の高い事案が発生した場合（当日又は翌営業日に報告）
- (9) その他
 - 上記(4)のイにより中止となった場合、利用家庭及び学習支援会場への連絡は、受託者が行うこととする。

6 体制

(1) 配置人員

- ア. 別表1のとおり。
- イ. 適切に業務目的を遂行できる職員を確保し、報告すること。
- ウ. 別表2の担当について、それぞれの業務を遅滞なく円滑に遂行できる場合は、兼務を妨げ

ない。

(2) 研修計画

本業務を担当する職員の専門性向上や、ひとり親家庭等生活困窮世帯の子供を支援するうえで必要となる知識等についての研修計画を策定、実施すること。

(3) 事務所

西宮市内又は近隣に本業務を行うための事務所等を確保すること。近隣とは、有事の際に1時間以内に学習支援会場に到着できる範囲とする。

7 市への報告

(1) 業務計画

契約締結後速やかに業務計画書を市に提出したうえで、市の承認を得なければならない。また、計画を変更する場合は、事前に市の承認を得るものとする。

(2) 月例報告（翌月 20 日まで）

以下の内容について、市担当者との定期報告会にて報告する。報告様式については市と協議のうえ決定する。

ア 学習支援の実施状況

イ 個別相談の実施状況

ウ 生活支援等の進捗状況

(3) 年度報告（年度終了後 1 か月以内）

ア 実績報告

イ 業務実施による成果測定資料

8 委託料

(1) 委託料は、年 2 回払いとし、上期（4～9 月）分として契約額の半額を支払い、下期（10～3 月）分として残額を支払う。

(2) 受託者は、上記支払額の請求書を市に提出する。

(3) 市は、受託者から適法な支払いの請求があったときには、その日から 30 日以内に委託料を受託者に支払う。

9 個人情報の取扱い

(1) 個人情報を取り扱う際には、徹底した個人情報の保護及び漏えい防止を図るものとし、関係資料については適正かつ厳重に管理するとともに、別添の「個人情報取扱特記事項」の規定を順守しなければならない。

(2) 受託者は、本業務実施により知り得た利用者等の情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 卒業生への支援の実施において必要な個人情報については、その支援期間に限り継続して保有することができる。

10 確認事項

(1) 本業務実施にあたっては、本仕様書、実施要綱のほか、本業務に関する各種規定に基づいて行

- うものとし、関係法令を遵守すること。
- (2) 契約締結後に軽微な変更があった場合でも、原則として変更契約は行わない。ただし、大幅な拡大等があったときは市と協議のうえで決定する。
 - (3) 公共事業の受託者としての社会的責任を自覚し、業務遂行にあたり市民等から誤解を招くおそれのある不適切な行いをしてはならない。
 - (4) 本業務実施にあたり、受託者の責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、ただちに相手方にその損害を賠償すること。
 - (5) 本業務実施にあたり、市と相互に緊密な連携を保ち、円滑な運営に努めること。
 - (6) 本仕様書、実施要綱等に明記のない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、市と協議のうえで誠実に履行すること。
 - (7) 利用者の安全確保策を講じるとともに、本業務中のトラブルや苦情への対応は原則として受託者の責任で行うこと。また、市に対して速やかに事案の報告を行い、今後の再発防止のための協議を行うものとする。
 - (8) 国庫補助金の実績報告や関係機関からの調査等に必要な書類について、市からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 - (9) 学校から配布されているタブレットは、実施施設内での学習で使用できるが、学習計画・学習促進のためのアプリを端末にダウンロードすることや、ブラウザからデジタル教材につないで学習することについては事前に協議すること。なお、Wi-Fiの準備は受託者が行い、その費用は見積書に計上すること。
 - (10) 本仕様書に記載のないものであっても、企画提案書の記載事項、2次選考における質疑応答での回答内容について、全て履行すること。

11 事務局（問い合わせ先）

西宮市こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課

担当：山本・堀川

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所7階

電話：0798-35-3230

別表1：会場ごとの受講見込人数

会場 (開催曜日)	中学校の 学年	曜日 1	曜日 2	1 曜日あたりの 定員
A 会場 (月・木)	3 年	3 人	3 人	5 人
	2 年	1 人	1 人	
	1 年	1 人	1 人	
B 会場 (火・金)	3 年	3 人	3 人	4 人
	2 年	1 人	1 人	
	1 年	0 人	0 人	
C 会場 (水・金)	3 年	4 人	4 人	9 人
	2 年	3 人	3 人	
	1 年	2 人	2 人	
D 会場 (火・金)	3 年	6 人	6 人	11 人
	2 年	2 人	2 人	
	1 年	3 人	3 人	
E 会場 (火・木)	3 年	9 人	9 人	18 人
	2 年	5 人	5 人	
	1 年	4 人	4 人	
F 会場 (火・金)	3 年	12 人	12 人	21 人
	2 年	6 人	6 人	
	1 年	3 人	3 人	
G 会場 (火・金)	3 年	9 人	9 人	15 人
	2 年	4 人	4 人	
	1 年	2 人	2 人	
H 会場 (月・木)	3 年	3 人	3 人	6 人
	2 年	1 人	1 人	
	1 年	2 人	2 人	
I 会場 (月・木)	3 年	9 人	9 人	15 人
	2 年	3 人	3 人	
	1 年	3 人	3 人	
J 会場 (月・木)	3 年	11 人	11 人	17 人
	2 年	3 人	3 人	
	1 年	3 人	3 人	
K 会場 (火・木)	3 年	10 人	10 人	16 人
	2 年	3 人	3 人	
	1 年	3 人	3 人	

※ 中学3年生には義務教育学校9年生を含む。同様に、中学2年生には義務教育学校8年生を、中学1年生には義務教育学校7年生を含む。

- ※ 中学3年生は週2回の受講なので、曜日1と曜日2は同一人物。
- ※ 中学2年生及び中学1年生は週1回の受講なので、曜日1と曜日2は別の人物。
- ※ 受講人数はあくまで見込であり、実際は会場・学年ごとの希望によって変動する。5(7)ア～ウの総数までは受付を行う。
- ※ 開催曜日は令和5年度の各会場の実施日を記載。令和6年度は市と協議のうえ決定する。

別表2：人員配置表

担当	業務・役割	備考
事業責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務全体を統括すること ・ 市との円滑な連携が取れるよう、現場責任者と連携を取り、業務運営に関して、市との連絡調整の窓口となること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性の高いものは即日対応を開始すること ・ 対応完了までに期間を要する場合は、市と協議のうえ、対応スケジュールを早期に提示すること
現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援会場における責任者として、業務が円滑に運営できるよう、講師のとりまとめや利用者の出席管理、会場内の管理、保護者対応等を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援会場ごとに最低1人は配置すること
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の学力や指導目的に応じて個別学習支援を実施すること ・ 利用者の特性に応じて柔軟に対応すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に業務目的を遂行できる職員を確保すること ・ 利用者5人以下に対して講師1人を配置すること ・ 業務目的の(2)の記載内容を達成できるよう、利用者にとってロールモデルとなるような大学生、社会人を積極的に登用すること